

令和 2 年度  
事業計画書 (案)

社会福祉法人  
雲仙市社会福祉協議会

# 基本方針

今日の社会福祉を取り巻く環境は、人口減少や世帯構成の変化により、生活課題が多様・複雑化し、既存の福祉制度や地域活動では、対応が困難な場合が多くなっており、住民同士で支え合い、より良い地域を創りだそうという流れが官民を問わず再認識され、全国的にも広がりを見せています。

このような中、雲仙市社会福祉協議会は、地域の住民が互いに支え合い、第2次雲仙市総合計画の基本方針と同様「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を実践するために、行政はもとより、地域住民や民生委員児童委員、自治会、ボランティア、福祉施設、企業等あらゆる団体と協働して、地域の実情に応じた事業や活動を積極的に展開し「支えあい」を再確認できる地域福祉の向上に努めます。

また、本年度は第2期地域福祉計画及び第2期地域福祉活動計画の最終年度にあたり、各種事業の評価・検討・見直しを行い、雲仙市と協働して第3期計画策定に向けた取り組みを行います。あわせて従来地域福祉事業、各種受託事業、指定管理事業など幅広い業務を推進するとともに、新規事業である法人後見事業にも取り組み、さまざまな事業を展開していきます。

# 基本事項

- I 地域福祉推進に向けた基盤の強化に取り組む。
- II 地域住民主体の地域福祉事業の推進に取り組む。
- III 介護福祉サービス事業の適正な経営に努める。

# 事業実施計画

## I 地域福祉推進に向けた基盤の強化

### 1. 会員制度の理解と加入の推進

本会が行う地域福祉活動内容を一人でも多くの市民に理解していただくため、広報誌やホームページ等による広報、地域福祉推進委員会や福祉推進員（自治会長）会議等を通じての事業説明・協力依頼を積極的に行うことにより、福祉のまちづくりの一員として地域福祉への理解を深め、本会が地域福祉事業を進めるための大切な自主財源としての社協会費の納入増を図る。

### 2. 地域福祉推進に向けた基盤の強化

市単位での事業推進へ向けた管理体制整備を目指して、事業ごとに企画・調整から運営管理までを一体的に行う体制を構築し、雲仙市社会福祉協議会としての方針が共有された事業展開を図る。

また、組織としての事業運営を行うため、事業ごとに市内全域を一体的に管理する体制を構築し、指揮命令・権限・責任を明確化することで、職員の意識向上と、諸課題に対する対応の迅速化を図り、分散していたマンパワー（職員）を本部に集約することにより、専従化や、複数担当制、中間マネージメントを行なえるリーダーの配置が可能となり、職員の専門性の向上を目指し、支援体制の標準化や質の高いサービス提供を図るとともに同一事務の一元化により、業務効率の向上に繋げる。

### 3. 広報啓発活動の推進

本会の各種事業や地域での福祉活動など福祉関係情報を住民に提供し、福祉に関する啓発を積極的に推進する。また、関係機関との情報面での連携やホームページ・SNSなどの有効活用を図り、福祉情報を効果的に提供できるように機能強化を図る。

また、雲仙市社会福祉大会を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、市民の社会福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりを推進する。

### 4. 基盤強化計画の策定

今後、地域福祉を推進していく上で、更なる組織基盤の強化を図ることが必要となっていることから、本会の事業方針を明確にするとともに、経営資源に重点を置いた基本的な方向性と適正な職員配置数についてコンサルティングを受け、本会のあるべき将来像を実現させるための行動指針として、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「基盤強化計画」を策定する。

なお、第3期雲仙市地域福祉計画及び第3期雲仙市地域福祉活動計画の実効性を担保するものとして位置づける。

## II 地域住民主体の地域福祉事業の推進

### 1. 雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画

第2期雲仙市地域福祉計画及び第2期雲仙市地域福祉活動計画の最終年度として、市民相互が助け合い、支え合う福祉のまちづくりを市や関係機関と連携し推進する。

#### 【基本理念】

助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり  
～地域のみんなでたすけ愛 地域のみんなでささえ愛～

#### 【基本目標】

- 1 地域福祉を支え、推進する人・組織づくり
- 2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり
- 3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり
- 4 安全で安心して暮らせる地域づくり

また、雲仙市との協働により、令和3年度からの第3期雲仙市地域福祉計画及び第3期雲仙市地域福祉活動計画の策定を行う。

### 2. 雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画の基本目標達成のための事業の推進

#### (1) 地域福祉を支え、推進する人・組織づくり

- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 地域福祉を支える担い手の育成

#### ① ボランティアセンター整備事業

市民のボランティア活動に対する理解と参加を促すとともに、ボランティア活動の推進を図ることを目指し、ボランティア活動に関するニーズの把握、相談・登録・斡旋及びボランティアグループ等への活動支援を行う。

令和2年度においては、登録者数増加を図るために情報の提供、養成・研修会等を開催する。

#### ② 福祉教育支援事業

家庭、学校、地域の連携のもと福祉活動を実践し共に生きる福祉社会の形成を目指し、小中学生及び一般市民を対象に、車いす、アイマスク等、福祉体験学習の指導や指導者の育成、関係機関・ボランティア等へのコーディネートを行う。

令和2年度においては、各小中学校等と連携し、計画的な福祉教育を行うことにより、将来的な福祉人材・介護人材育成につなげる。

#### ③ 自治会長会助成事業…助成

地域福祉の推進を目指し、自治会長会等が行う事業及び運営に要する経費について助成を行う。

## (2) 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり

- ・ 地域の支え合い活動の活性化
- ・ 地域の交流の場をつくり、相互理解を深める
- ・ 相談体制、情報提供の充実

### ① 生活支援体制整備事業（受託事業：島原地域広域市町村圏組合）

第1層（市域）、第2層（町域）における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」及び「協議体（協力者）」を配置し、学習会等を実施しながら地域における課題の発掘・共有を行い、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成及び地域の中で解決策を見いだす体制づくりを行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりに努める。

支援を行う個人や団体間のネットワークの構築等を行い、地域における支え合いや助け合いの生活支援体制の整備を推進する。

令和2年度においては、第2層における体制づくりを行い、「地域づくりフォーラム」を開催する。

### ② 地域交流事業…助成

健康の保持と増進及び相互の交流と親睦を図ることを目的に各種スポーツ大会や交流会、チャリティー等を開催する団体へ活動助成を行う。

### ③ 福祉総合相談事業

市民の日常生活上の心配ごとや悩みごとなどあらゆる相談に対し、日常的に相談できる場所を提供し、適切な助言、指導等を行うため、問題解決に向けた総合的な相談窓口を開設し、介護相談、日常生活自立支援・後見制度等の権利擁護相談、福祉資金・生活福祉資金貸付相談、ボランティア相談、生活困窮相談等に対応するため、各種関係機関と連携しながら解決を図る。

特に専門知識を必要とする法律上の諸問題に対しては、弁護士が無料で相談に応じる法律相談を実施する。

### ④ 指定管理施設の適正な管理・運営（受託事業：雲仙市）

雲仙市内の6福祉施設（瑞穂ヘルシー会館・吾妻老人憩の家・千々石老人福祉センター橋荘・木場ふれあいセンター・下峰児童館・小浜老人福祉センター）を雲仙市からの指定管理者として、地域における社会福祉事業の効率的な運営と施設利用者の健康増進や教養の向上を目指し、各種講座等の会場など地域の拠り所として活用する。

（指定管理期間：令和2年度～令和5年度）

## (3) 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ・ 誰もが安心して利用できる福祉サービス
- ・ 交通弱者の支援とバリアフリー化の推進
- ・ 生き生きとした高齢社会の実現

- ・子育て環境の充実
- ・障害者（児）への支援の充実
- ・生活困窮者の自立支援

① ふれあい・いきいきサロン事業

高齢者の生きがいと健康づくり、住民同士のつながりの再生、引きこもりの防止、地域の居場所づくりの助長を図るとともに、自主活動にて運営するふれあい・いきいきサロン（以下、「サロン」という。）に対し活動助成を行い、地域の拠点づくりを図り、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、地区の公民館等において開設しているサロンに対して、サロンサポーターの派遣や出前講座等の各種サービスの提供を行う。

令和2年度においては、5地区の新規開設を目指し、サロンサポーター及びサロンリーダーの育成を行いながら、地域に向けて新規開設支援を行う。

② 認知症カフェ事業（補助事業：島原地域広域市町村圏組合）

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが集うことができる場をボランティア等と協働して開設する。また、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域の実情に応じて、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができる環境整備を促進する。

令和2年度においては、参加者数増を目指し、開催周知を強化する。

③ 視覚障害者生活訓練事業（受託事業：雲仙市）

視覚障害者の生活の質の向上を目指し、視覚障害者に対し白杖歩行や点字の触読訓練など日常生活上必要な訓練及び指導、視察研修、交流会等を行う。

令和2年度においては、開催回数を増やすことにより、当事者に定期的な参加の機会を提供するとともに、併せてボランティアの育成を行う。

④ 手話通訳者設置事業（新規受託事業：雲仙市）

聴覚障害者福祉の向上を目指し、手話通訳者を福祉事務所内に設置し、ろうあ者等が希望する場所に派遣するとともに、イベント等への手話通訳及び聴覚障害者への家庭訪問等を行う。

また、雲仙市手話言語条例の理念に沿った手話の普及に努める。

⑤ 日常生活自立支援事業（受託事業：長崎県社会福祉協議会）

判断能力が困難な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、利用者の権利を擁護し、自立した地域生活を安心して送れるよう福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的な金銭管理サービス等の支援を行う。

⑥ 法人後見事業（新規事業）

判断能力が十分でない成年者の法律行為の援助を目的として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、裁判所が選任する成年後見人等として本会が受任し、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護する。

令和2年度においては、日常生活自立支援事業契約者からの移行から始め、計画的な受任を目指し、安定した運営を行う。

**⑦ 雲仙市社会福祉協議会福祉資金貸付事業**

生活の再建に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯を対象に、生活の安定や緊急を要する少額な資金援助を行うことにより、日常生活の維持を支援する。

**⑧ 生活福祉資金貸付及び臨時特例つなぎ資金貸付事務**（受託事業：長崎県社会福祉協議会）

長崎県社会福祉協議会が実施する低所得世帯及び高齢者、障害者の属する世帯に貸付ける生活福祉資金及び一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に当該不動産を担保として生活資金を貸付ける不動産担保型生活資金及び住居のない離職者で、公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者を対象に、その生活に必要な費用を貸付ける臨時特例つなぎ資金等の貸付事務を行う。

**⑨ 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事務**（受託事業：長崎県社会福祉協議会）

長崎県社会福祉協議会が実施する高齢者・障害者住宅整備資金の貸付事務（償還指導等）を行う。

**⑩ 高齢者生きがいがづくり事業（スポーツ）**…助成

高齢者の生きがいがづくりの推進、体力維持と健康増進、地域や相互間の交流と親睦を図ることを目的に、町域や市域で各種事業を実施する町老人クラブ連合会や各種団体に対し活動助成を行う。

**⑪ 高齢者生きがいがづくり事業（文化）**…助成

高齢者の趣味教養活動の推進を目的に、町域や市域で各種事業を実施する町老人クラブ連合会や各種団体に対し活動助成を行う。

**⑫ 障害者研修等支援事業**…助成

雲仙市の障害者福祉団体と連携し、相互交流と参加者の拡大を目的としたスポーツ大会・講習会・研修会等への活動助成を行う。

**⑬ 母子等研修等支援事業**…助成

雲仙市母子寡婦福祉会と連携し、相互交流と参加者の拡大を目的としたスポーツ大会・講習会・研修会等への活動助成を行う。

**⑭ 子育て等支援事業**…助成

児童を対象とした夏休み教室や子育てに関する悩みを抱える保護者を対象とした情報交換や仲間づくりの場の提供等、家庭における子育て負担の軽減を図る活動を行う団体へ活動助成を行う。

**⑮ 福祉用具等貸出事業**

本会が所有する福祉用具等を市内に居住し、介護保険制度を利用していない方々を対象として一時的な福祉用具の貸し出しを行う。

**⑯ 長崎県共同募金会雲仙市支会事務局運営**

共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基本とし、地域福祉の推進と誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉コミュニティづくりを促進し、その実現のための多様な活動を財源面から支援すること目指し、「じぶんの町を良く

するしくみ。」のキャッチコピーのもと、地域福祉活動の充実を図るための財源確保として、共同募金事業へ協力を行うものであり、各支所に長崎県共同募金会雲仙市支会分室を設置し、地区の福祉推進員（自治会長）等に協力を戴きながら実施する。

また、共同募金に対する意識の向上を目的とした広報活動や小災害（火災等）発生時に見舞金を給付する。

#### ⑰ 雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局運営

雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局として、雲仙市における戦没者の追悼式典と長崎県戦没者慰霊奉賛会の奉賛金の勧募を行う。

#### ⑱ 雲仙市連合遺族会の事務局運営

雲仙市連合遺族会の事務局として、団体支援を行う。

#### ⑲ 日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局運営

日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局として、赤十字会費及び義援金等の募集を行うとともに、AEDの設置及び維持管理、火災等災害発生時に罹災世帯へ救援物資等を配布するなど赤十字運動の推進を図る。

#### ⑳ 各種団体等の事務支援と連携強化

1. 雲仙市民生委員児童委員協議会の会計事務支援を行う。
2. 各町民生委員児童委員協議会の事務支援を行う。
3. 雲仙市老人クラブ連合会及び各町老人クラブ連合会の事務支援を行う。
4. 雲仙市母子寡婦福祉会、雲仙市手をつなぐ育成会、雲仙市身体障害者福祉協会等の各種福祉団体と連携を図る。

### (4) 安全で安心して暮らせる地域づくり

- ・ 地域防災体制の強化
- ・ 安全安心な暮らしの実現

#### ① 新入学児童黄色い帽子配布事業・交通安全防犯啓発事業

新入学児童を対象として、交通安全の意識高揚と交通事故防止の推進を図り、黄色い帽子を贈呈し、その意義・目的の周知のために贈呈式を行う。

老人クラブ定例会、福祉教育、サロン等において、児童生徒並びに高齢者等の交通安全啓発を図る。

#### ② 災害対策支援事業の推進（災害発生時における体制整備の推進）

雲仙市地域防災計画等との整合性を図りながら、災害発生時において、社協が支援活動を迅速・的確に行うための「災害時職員初動マニュアル」及び「雲仙市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に沿った職員間の組織整備を行う。また、雲仙市と締結した「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、「雲仙市地域防災計画」における災害時の本会の役割を明確にし、防災や災害復興支援に関する市民活動の組織化を支援する。

また、雲仙市防災訓練時に災害ボランティアセンターのパネル展示を行い、地域

住民及び関係者に対して災害ボランティアセンター設置に関する理解を求めるとともに、平成29年に締結した「県央地域社会福祉協議会災害時相互応援協定」（雲仙市社協・諫早市社協・大村市社協）に基づき、近隣市社協（島原市社協・南島原市社協を含む）との連携協働により、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び円滑かつ効果的な運営を行うための連携会議を行う。

### **Ⅲ 介護福祉サービス事業の適正な経営**

#### **1. 居宅介護支援事業**

要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅介護サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画（ケアプラン）を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所や介護保険施設等との連絡調整を行い、要介護者等が安定した在宅生活を送れるよう生活の質の向上を目指したサービスを提供する。

【事業所名】 国見ケアプランセンター

#### **2. 通所介護事業**

要介護状態にある利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び日常生活動作を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持のほか、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減に努めること、利用者の心身障害の回復及び機能維持改善を図ることを目的としてサービスを提供する。また、要支援状態にある利用者に対し、認知機能の低下や閉じこもりがちな利用者に、他者との交流及び外出の機会を設けることで、閉じこもり予防を図り、生活機能の維持及び向上をめざすことを目的として、適正な通所型サービスを提供し、将来的に安定した経営を考慮しつつ利用者の増に努める。

また、現在休止中である瑞穂デイサービスセンターの動向については、人員基準を満たす介護人材の確保、財政状況を見据えながら検討していく。

【事業所名】 国見デイサービスセンター